

## 論文要旨

### 1. OSSライセンスとは ～著作権法を権原とした解釈

2. 姉崎 章博・あねざき あきひろ

#### 要旨

本稿は、オープンソースソフトウェア(以下、OSS と略す)のライセンスが、「著作権法によって、利用の許諾の条件が示されたものである」と解釈することの妥当性について検討することを目的とする。本邦における OSS ライセンスの解説は、契約法を権原とした解釈が多い、一方、OSS ライセンスの正しい理解を阻害している一面があり、それによる弊害も見受けられる。そこで、本稿では、「2. OSS とは」では、OSS が GPL の考えだけではなく、BSD が GPL 出現以前から存在していたことを紹介し、OSS=GPL という誤解を解き、「3. OSS ライセンスとは」では、著作権法を権原とした許諾条件の意思表示と見る立場で、PostgreSQL License / FreeBSD Copyright / GPLv2 に書かれている許諾条件を紹介し、少なくとも契約書と解することの不自然さを示す。「4. GPLv2 の法的問題とされていたことの再考」では、GPL を契約と解したことによる弊害を紹介し、著作物の利用許諾の意思表示と解することの妥当性を示す。また、契約と解する理由ともされた「GPLv2 が二次的著作物について独自に定義している」という問題について、著作権法に記載されていないが概念としては一般的な結合著作物の概念を紹介しているに過ぎなく、独自の定義(拡張)などしていないことを示す。また、それと同時に、コンピュータ業界やマスコミでよく見かける GPL に関する「感染」や「伝播」などの表現が不適切であることを示す。「おわりに」、OSS ライセンスは、著作権法の文化の発展に寄与することを目的とする点において適合した考え方であることを示す。さらに、このような著作権への理解が乏しい状況では、複数の著作物(プログラム)を組み合わせ、目的の機能を実現するプログラム開発能力があっても、結合著作物を構成する個々の著作物の許諾条件を矛盾なく両立させることを考慮せず、著作権侵害となる製品を作り出し、出荷(頒布)できない事態を招いたり、逆に、ライセンス違反を恐れる余り、いたずらに OSS を避けて生産性を落とす結果を招くことを避けるため、ソフトウェア開発者への著作権法の教育が期待されることを述べる。